

## 指定職俸給表について

- (1) 指定職俸給表は、その官職の職務と責任の度が特に高度であり、かつ、一般の職員に適用される扶養手当、住居手当といった属人的な給与がなじまない官職について、職務給の理念に沿って官職毎に給与を定めることが望ましいことから、昭和39年に設定された。
  - (2) 指定職俸給表の適用対象は、事務次官、外局の長官、官房長及び局長、大学の学長のほか、大規模の研究所長、病院長及びこれらに準ずるものである。
  - (3) 指定職俸給表の改定については、従来から民間企業の役員報酬を参考( )としつつ、公務部内の均衡という観点から行政職俸給表等の改定をも勘案して行っている。
- ( ) 事務次官の給与と民間企業の専任役員のうち上位から第3番目の者の報酬とを比較。平成元年までは月額による比較を行っていたが、民間企業の役員報酬が賞与等から毎月の報酬へ比重を移してきたことを受けて平成2年からは年収を比較。

## 指定職俸給表

号俸	俸給月額 円	人 員 人	行政系の代表官職
1	573,000		本省の局次長、審議官 外局の次長
2	636,000		
3	704,000		
4	783,000	11 (2)	
5	843,000	288 (228)	
6	906,000	600 (293)	
7	991,000	325 (113)	本省の局長
8	1,069,000	126 (56)	
9	1,146,000	42 (25)	外局の長官
10	1,227,000	24 (14)	内閣府審議官等
11	1,301,000	23 (17)	事務次官
12	1,328,000	2 (0)	東京大学長、京都大学長

計	1,441人(748人)
---	--------------

俸給月額は、平成15年給与法改正後の額(平成15年11月1日施行)。  
 人員は、平成15年4月1日現在：平成15年国家公務員給与等実態調査による。なお、( )内は行政系の人員で内数。